

放射線障害防止法のクリアランス制度

制度の適用により、処理コストは放射性廃棄物に
比べ3～10分の1となる見込み（写真はイメージ）



地方環境事務所が測定も

同法で規制されている放射性廃棄物の量は昨年3月末現在、200ㄲ入りドラム缶に換算して24万7532本に上る。具体的には日本原子力研究開発機構に12万5617本、日本アイントープ協会に11万147本、その他大学・医療関係事業者に1万768本がそれぞれ保管されている。文科省では、これらのうち約半分がクリアランスの対象になると推計している。

同法のクリアランス制度は、05年に導入された改正原子炉等規制法による制度とほぼ同様であるが、金属くず、コンクリート破片、ガラスくずに

同法で規制されている放射性廃棄物の量は昨年3月末現在、200ㄲ入りドラム缶に換算して24万7532本に上る。具体的には日本原子力研究開発機構に12万5617本、日本アイントープ協会に11万147本、その他大学・医療関係事業者に1万768本がそれぞれ保管されている。文科省では、これらのうち約半分がクリアランスの対象になると推計している。

環境省では、万が一の事態に備え、トレーサビリティの確保に向けて関係者間で情報共有を図る仕組みなどを構築していく考え。具体的な対策としては、産業廃棄物管

前国会で改正された放射線障害防止法に基づき、放射性同位元素を使用する施設等から出る放射性廃棄物のうち、放射線濃度が十分低いものを産業廃棄物等として処理できる「クリアランス制度」が12年5月までに導入される。200ㄲ入りドラム缶に換算して約25万本現存する放射性廃棄物の約半分がその対象となる。環境省はトレーサビリティを確保するため産業廃棄物管理票の仕組みを適用し、クリアランス後の廃棄物である旨を記載させる方向で検討中。また、万が一の事態は、地方環境事務所が放射線測定機器で測定し、文部科学省に回収等を要請する方針。国民の安全確保の観点から、産廃処理業者など関係者への周知徹底や十分な指導・監督をはじめ、制度の厳格な運用が求められそうだ。

環境省

産廃管理票に記載へ

ドラム缶約12万本分が対象

理票の仕組みを適用し、当分の間、管理票の備考・通信欄にクリアランス廃棄物である旨を記載させることを検討中。また、基準を超える放射性廃棄物の混入などの情報が入った場合、関係省庁や都道府県、事業者などの情報を基に必要と判断された際は、地方環境事務所がすでに設置している放射線測定器を使って測定し、文科省に連絡、回収等の要請を行う方針。